## 108 短期入所生活介護費

点検項目	点検事項		点検結果	
夜勤減算 (単独型)	利用者数25人以下		看護・介護1人 未満	
	利用者数26人以上60人以下		看護・介護2人 未満	
	利用者数61人以上80人以下		看護・介護3人	
	】 利用者数81人以上100人以下	ļ	未満 看護・介護4人	
	  利用者数101人以上		未満 看護・介護4人	
		П	に利用者25人又 はその端数を増	
			す毎に1を加え た数未満	
	ユニット型・・・2 ユニットごとに 1 以上		満たさない	
夜勤減算(特別養護老人 ホームの空床利用併設型	①利用者数、入所者数の合計数が25人以下		看護・介護1人 未満	
(ユニット型特養を除	②利用者数、入所者数の合計数が26人以上60人以下		未満 看護・介護2人 ま満	
<))	③利用者数、入所者数の合計数が61人以上80人以下		未満 看護・介護3人 未満	
	④利用者数、入所者数の合計数が81人以上100人以下		着護・介護4人 未満	
	⑤利用者数、入所者数の合計数が101人以上		看護・介護4人 に利用者25人又 はその端数を増 す毎に1を加え た数未満	
	次の要件のいずれにも適合する場合は②~⑤の利用者数、 入所者数の合計の10分の8			
	i夜勤時間帯を通じて、利用者の動向を検知できる見守り		設置	
	機器を利用者の数以上設置   ii 夜勤時間帯を通じて、夜勤を行う全ての介護職員又は		改旦	
	看護職員が情報通信機器を使用(職員同士の連携促進)		実施	
	iii見守り機器及び情報通信機器を活用する際の安全体制及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する次に掲げる事項を実施し、見守り機器等を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、介護職員、看護職員その他の職種の者と共同して、当該委員会において必要な検討等を行い、当該事項の実施を定期的に確認する			
	(1) 夜勤を行う職員による利用者の安全及びケアの質の確 保		実施	
	(2) 夜勤を行う職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮		実施	
	(3) 夜勤時間帯における緊急時の体制整備		実施	
	(4) 見守り機器等の定期的な点検		実施	
	(5) 見守り機器等を安全かつ有効に活用するための職員研 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		実施	
	iv 入所者の数の合計数が、60以下の場合は1以上、6 1以上の場合は2以上の介護職員又は看護職員が、夜勤時間帯を通じて常時配置		配置	
夜勤減算 (併設事業所)	a併設本体が特別養護老人ホーム	]	夜勤減算(特別 養護老人ホーム	
			空き利用併設型 に該当	
	b併設本体がユニット型特別養護老人ホーム		利用者、入所者 の合計数が20 又はその端数を 増す毎に1以下	
	a, b以外	ļ		
	i 利用者の数が25以下の併設事業所は本体施設として必要とされる看護職員又は看護職員に加え		看護・介護1人 未満	
	ii 利用者の数が26以上の60以下の併設事業所は本体施設として必要とされる看護職員又は看護職員に加え		看護・介護2人 未満	
	iii 利用者の数が61以上の80以下の併設事業所は本体施設として必要とされる看護職員又は看護職員に加え		看護・介護3人 未満	
	iv 利用者の数が81以上の100以下の併設事業所は本体施設として必要とされる看護職員又は看護職員に加え		看護・介護 4 人 未満	
	v 利用者の数が81以上の100以下の併設事業所は本体施設として必要とされる看護職員又は看護職員に加え		看護・介護4人 に利用者25人又 はその端数を増 す毎に1を加え た数未満	

(自己点検シート) 108 短期入所生活介護費(1/10)

点検項目	点検事項	点検結果	
夜勤減算(併設型・共用型) 型)	指定障害者支援施設として必要とされる夜勤を行う生活支援員の数	必要とされる生 活相談員数未満	
夜勤減算(併設型・ユニット型)	(一)併設本体が特別養護老人ホーム	利用者、入所者 の合計数が20 又はその端数を 増す毎に1以下	
	(二) (一) 以外のユニット型指定短期入所生活介護事業 所	 49 毎に「以下 2 のユニット毎 に介護・看護 1 未満	
定員超過減算	指定居宅サービス基準第121条第2項の規定の適用を受けない指定短期入所生活介護事業所にあっては、介護保険法施行規則第121条の規定に基づき都道府県知事に提出した運営規程に定められている利用定員を超える場合(老人福祉法第10条の4第1項第3号の規定による市町村が行った措置によりやむを得ず利用定員を超える場合にあっては、利用定員に100分の105を乗じて得た数(利用定員が40を超える場合にあっては、利用定員に2を加えて得た数)を超える場合)	該当	
	指定居宅サービス基準第121条第2項の規定の適用を受ける指定短期入所生活介護事業所にあっては、施行規則第121条の規定に基づき都道府県知事に提出した特別養護老人ホームの入所定員を超える場合(老人福祉法第10条の4第1項第3号若しくは第11条第1項第2号の規定による市町村が行った措置、病院若しくは診療所に入院中の入所者の再入所の時期が見込みより早い時期となったことによりやむを得ず入所定員を超える場合にあっては、入所定員の数に100分の105を乗じて得た数(入所定員が40を超える場合にあっては、入所定員に2を加えて得た数)を超える場合)	該当	
人員基準減算	<単独型短期入所生活介護費を算定する場合> 指定居宅サービス基準第121条に定める員数を置いていな い場合	該当	
	<併設型短期入所生活介護費を算定する場合> 指定居宅サービス基準第140条の14の規定の適用を受けな い指定短期入所生活介護事業所にあっては、指定居宅サー ビス基準第121条に定める員数を置いていない場合	該当	
	<併設型短期入所生活介護費を算定する場合> 指定居宅サービス基準第140条の14の規定の適用を受ける 指定短期入所生活介護事業所にあっては、同条第2号に定 める員数を置いていない場合	該当	
	<単独型ユニット型短期入所生活介護費を算定する場合> 利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上の介護職 員又は看護職員を置いていない場合	該当	
	<併設型ユニット型短期入所生活介護費を算定する場合> 利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上の介護職 員又は看護職員を置いていない場合	該当	
ユニットケア減算	日中について、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置していない場合	該当	
	ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置していな い場合	該当	
共生型短期入所生活介護 を行う場合	共生型居宅サービスの事業を行う指定短期入所事業者が当 該事業を行う事業所において共生型短期入所生活介護を 行った場合	該当	
生活相談員配置等加算	共生型短期入所生活介護費を算定している。	該当	
	生活相談員を、常勤換算方法で1名以上配置している。	該当	
	地域に貢献する活動を行っている。	該当	
生活機能向上連携加算 ( I )	指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設(病院にあっては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロトルル作意療所が存在しないものに限る。)の理学療法士、出来のに診療所が存在しないものに限る。)の理学療法士、工理学療法士、当該短期入所生活和場合。)の助言に基でしているの財言において「理学療法・大等」という。)の助言に基でして、当該短期入所生活和機能訓練指導員、介護職員、大護職員の人民機能訓練指導員、大護職員のの職種の者(当加算において、機能訓練指導員等」という。)が共同してアセスメント、利用者の身体の状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っている。	該当	
	個別機能訓練計画の作成に当たっては、指定訪問リハビリテーション事業所等の理学療法士等が、当該利用者のADL及びIADLに関する状況について、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の場において把握し、又は指定短期入所生活介護事業所の機能訓練指導員等と連携してICTを活用した動画やテレビ電話を用いて把握した上で、当該事業所の機能訓練指導員等に助言を行っている。	該当	

(自己点検シート) 108 短期入所生活介護費(2/10)

点検項目	点検事項	点検結果	
	個別機能訓練計画に、利用者ごとにその目標、実施時間、 実施方法等の内容を記載している。目標については、利用 者又はその家族の意向及び当該利用者を担当する介護支援 専門員の意見を踏まえ作成することとし、当該利用者の意 欲の向上につながるよう、段階的な目標を設定するなど可能	該当	
	個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練 指導員等が利用者の心身の状況に応じて計画的に機能訓練 を適切に提供している。	該当	
	機能訓練指導員等は、各月における評価内容や目標の達成 度合いについて、利用者又はその家族及び理学療法士等に 報告・相談し、理学療法士等から必要な助言を得た上で、 必要に応じて当該利用者又はその家族の意向を確認の上、 当該利用者のADLやIADLの改善状況を踏まえた目標の見直 しや訓練内容の変更など適切な対応を行っている。	該当	
	理学療法士等は、機能訓練指導員等と共同で、3月ごとに 1回以上、個別機能訓練の進捗状況等について評価した上 で、機能訓練指導員等が利用者又はその家族に対して個別 機能訓練計画の内容(評価を含む。)や進捗状況等を説明 している。	該当	
	機能訓練に関する記録(実施時間、訓練内容、担当者等) は、利用者ごとに保管され、常に当該事業所の機能訓練指 導員等により閲覧が可能である。	該当	
生活機能向上連携加算 (Ⅱ)	指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所ルバビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設(病院にあっては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キンタートル以内に診療所が存在しないものに限る。加算において「理学療法士、言語聴覚士又は医師(当加月所生活介護事業所を議法士、という。)が、当該指定短期入所生活介護事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員、介護職員、生活相談員その他の職種の者(当加月旧者の身体の状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っている。	該当	
	個別機能訓練計画の作成にあたっては、理学療法士等が、 機能訓練指導員等に対し、日常生活上の留意点、介護の工 夫等に対する助言を行っている。	該当	
	個別機能訓練計画に、利用者ごとにその目標、実施時間、 実施方法等の内容を記載している。目標については、利用 者又はその家族の意向及び当該利用者を担当する介護支援 専門員の意見を踏まえ作成することとし、当該利用者の意 欲の向上につながるよう、段階的な目標を設定するなど可 能な限り具体的かつ分かりやすい目標としている。	該当	
	個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じて計画的に機能訓練を適切に提供している。	該当	
	機能訓練指導員等は、各月における評価内容や目標の達成 度合いについて、利用者又はその家族及び理学療法士等に 報告・相談し、理学療法士等から必要な助言を得た上で、 必要に応じて当該利用者又はその家族の意向を確認の上、 当該利用者のADLやIADLの改善状況を踏まえた目標の見直 しや訓練内容の変更など適切な対応を行っている。	該当	
	理学療法士等は、3月ごとに1回以上指定通所介護事業所を訪問し、機能訓練指導員等と共同で個別機能訓練の進捗状況等について評価した上で、機能訓練指導員等が、利用者又はその家族に対して個別機能訓練計画の内容(評価を含む。)や進捗状況等を説明し記録するとともに、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っている。	該当	
	機能訓練に関する記録(実施時間、訓練内容、担当者等) は、利用者ごとに保管され、常に当該事業所の機能訓練指 導員等により閲覧が可能である。	該当	
専従の機能訓練指導員を 配置している場合	〈利用者の数が100以下である指定短期入所生活介護事業所の場合〉 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あんまマッサージ指圧師、はり師又はきゅう師(はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあんまマッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。)(当加算において「理学療法士等」という。)を1人以上配置している。	該当	
	< 利用者の数が100を超える指定短期入所生活介護事業所の場合> 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法で利用者の数を100で除した数以上配置している。	該当	

(自己点検シート) 108 短期入所生活介護費(3/10)

点検項目	点検事項	点検結果	
<b>個別機能訓練加算</b>	専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師(はり師及びきゅう師(については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ師教の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。)(当加算において「理学療法士等」という。)を1名以上配置している。	該当	
	個別機能訓練を行うにあたっては、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者(当加算において「機能訓練指導員等」という。)が居宅を訪問した上で利用者の居宅での生活状況(起居動作、ADL、IADL等の状況)を確認し、多職種が共同して、利用者ごとにその目標、実施時間、実施方法等を内容とする個別機能訓練計画を作成している。	該当	○ 個別機能訓練計画書(参考 様式) ○ 興味・関心チェックシート (参考様式) ○ 生活機能チェックシート (参考様式)
	個別機能訓練の目標は、適切なアセスメントを経て利用者のADL及びIADLの状況を把握した上で設定されており、日常生活における生活機能の維持・向上に関するものとなっている。	該当	
		該当	
	個別機能訓練が、短期入所生活介護事業所を計画的又は期間を定めて利用する者に対して、計画的に行われている。	該当	
	個別機能訓練は、類似の目標を持ち同様の訓練内容が設定された5人程度以下の小集団(個別対応含む)に対して機能訓練指導員が直接行い、必要に応じて事業所内外の設備等を用いた実践的かつ反復的な訓練としている。	該当	
	個別機能訓練を、概ね週1回以上を目安に実施している。	該当	
	個別機能訓練時間を、個別機能訓練計画に定めた訓練内容の実施に必要な1回あたりの訓練時間を考慮し、適切に設定している。	該当	
	個別機能訓練を開始した後に、個別機能訓練計画に基づいて行った個別機能訓練の効果、実施時間、実施方法等について評価等を行っている。	該当	
	個別機能訓練を開始した後に、3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況を確認した上で、利用者又はその家族や進捗状況等を説明し記録するとともに訓練内容の見直し等を行っている。	該当	
	個別機能訓練を開始した後に、個別機能訓練の評価内容や個別機能訓練計画の目標の達成度合いについて、当該利用者を担当する介護支援専門員等に適宜報告・相談し、必要に応じて利用者等の意向を確認の上、当該利用者のADL及びIADLの改善状況を踏まえた目標の見直しや訓練内容の変更など適切な対応を行っている。	該当	
	個別機能訓練に関する記録(実施時間、訓練内容、担当者等)は、利用者ごとに保管され、常に当該事業所の個別機 能訓練の従事者により閲覧が可能であるようにしている。	該当	
看護体制加算(I)	常勤の看護職員を1名以上配置している。  定員超過利用・人員基準欠如が発生していない。	該当 該当	
看護体制加算(Ⅱ)		該当	
		該当	
	当該事業所の看護職員により、又は病院、診療所若しくは 訪問看護ステーションの看護職員との連携により、24時間 連絡できる体制を確保している。	該当	
	定員超過利用・人員基準欠如が発生していない。  利用定員が29人以下である。	該当 該当	
\	当該事業所における算定日が属する年度の前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5である者の占める割合が100分の70以上である。	該当	
	常勤の看護職員を1名以上配置している。 定員超過利用・人員基準欠如が発生していない。	該当 該当	
	に貝咫咫門用「ハ貝巫竿入州が光エししいはい。	IN I	<u> </u>

(自己点検シート) 108 短期入所生活介護費(4/10)

点検項目	点検事項		点検結果	
看護体制加算(Ⅲ)口	利用定員が30人以上50人以下である。		該当	
	当該事業所における算定日が属する年度の前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5である者の占める割合が100分の70以上である。 常勤の看護職員を1名以上配置している。		該当該当	
看護体制加算(IV)イ	定員超過利用・人員基準欠如が発生していない。  利用定員が29人以下である。		該当 該当	
	当該事業所における算定日が属する年度の前年度又は算定	ш	以口	
	日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5である者の占める割合が100分の70以上である。  「特定居宅サービス等基準第121条第2項の適用を受ける		該当	
	特別養護老人ホーム以外の場合> 看護職員の数が、常勤換算方法で、利用者の数が25又はそ の端数を増すごとに1以上配置している。		該当	
	く指定居宅サービス等基準第121条第2項の適用を受ける特別養護老人ホームの場合> 当該特別養護老人ホームの看護職員の数が、常勤換算方法で、利用者の数が25又はその端数を増すごとに1以上配置されており、かつ、特別養護老人ホーム基準第12条第1項第4号に定める特別養護老人ホームに置くべき看護職員の数に1を加えた数以上配置している。		該当	
	当該事業所の看護職員により、又は病院、診療所若しくは 訪問看護ステーションの看護職員との連携により、24時間 連絡できる体制を確保している。	_	該当	
	定員超過利用・人員基準欠如が発生していない。		該当	
看護体制加算(Ⅳ)口	利用定員が30人以上50人以下である。		該当	
	当該事業所における算定日が属する年度の前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5である者の占める割合が100分の70以上である。		該当	
	<指定居宅サービス等基準第121条第2項の適用を受ける特別養護老人ホーム以外の場合> 看護職員の数が、常勤換算方法で、利用者の数が25又はその端数を増すごとに1以上配置している。		該当	
	〈指定居宅サービス等基準第121条第2項の適用を受ける特別養護老人ホームの場合〉 当該特別養護老人ホームの看護職員の数が、常勤換算方法で、利用者の数が25又はその端数を増すごとに1以上配置されており、かつ、特別養護老人ホーム基準第12条第1項第4号に定める特別養護老人ホームに置くべき看護職員の数に1を加えた数以上配置している。		該当	
	当該事業所の看護職員により、又は病院、診療所若しくは 訪問看護ステーションの看護職員との連携により、24時間 連絡できる体制を確保している。	<u> </u>	該当	
	定員超過利用・人員基準欠如が発生していない。		該当	
医療連携強化加算	看護体制加算(Ⅱ)又は(Ⅳ)を算定している。		該当	
	利用者の急変の予測や早期発見等のため、看護職員による 定期的な巡視を行っている。		該当	
	主治の医師と連絡が取れない等の場合に備えて、あらかじめ協力医療機関を定め、緊急やむを得ない場合の対応に係る取り決めを行っている。		該当	
	主治の医師との連携方法や搬送方法も含め、急変時の医療 提供の方針について、利用者から同意を得ている。また当 該同意を文書で記録している。		該当	
	同加算を算定する利用者は、以下のいずれかに該当する者である。 イ 喀痰吸引を実施している状態 ロ 呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態 ハ 中心静脈注射を実施している状態 ニ 人工腎臓を実施している状態 ホ 重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター 測定を実施している状態 へ 人工膀胱又は人工肛門の処置を実施している状態 ト 経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態 チ 褥瘡に対する治療を実施している状態 リ 気管切開が行われている状態		該当	
	在宅中重度受入加算を算定していない。		該当	
L			•	1

(自己点検シート) 108 短期入所生活介護費(5/10)

点検項目	点検事項	点検結果	
夜勤職員配置加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)	夜勤を行う看護職員又は介護職員を、必要となる(夜勤減算とならない)数に1を加えた数以上配置 ※1次に掲げる要件のいずれにも適合している場合は、最低基準に0.9を加えた数以上	該当	
夜勤職員配置加算(Ⅲ) 又は(Ⅳ)	夜動を行う看護職員又は介護職員を、必要となる(夜勤減算とならない)数に1を加えた数以上配置 ※1次に掲げる要件のいずれにも適合している場合は、最低基準に0.9を加えた数以上 i 見守り機器を、当該指定短期入所生活介護事業所の利用者の数の10分の1以上の数設置している。 ii 見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、必要な検討等が行われている。 ※2次に掲げる要件のいずれにも適合している場合は、、最低基準に0.6を加えた数以上 i 夜勤時間帯を通じて、見守り機器を当該事業所の利用者の数以上設置している。 ii 夜勤時間帯を通じて、複動を行う全ての介護職員又は復議職員が、情報通信機器を使用し、職員同士の連携促進がiii 見守り機器等を通じて、複動を行う全での介護職員又は進がiii 見守り機器等を活用する際の安全体制及びケアの質の確保並びに職員のり機器等を全計といる。現守り機器等を全対の機器等を行い、と見守り機器等を全対の機器等を行い、と表述には、当該要員において必要とする利用者へのも認該の機器等を定期的に確認すること。 (1) 夜勤を行う職員による居室への訪問を個別に必要と等による利用者への訪問及び当該利用のに対する適切なケアの質の確保 (2) 夜勤を行う職員による居室への訪問を個別に必要と等による利用者のう職員による居室への訪問を個別に必要とする利用者のう時人の登減及び勤務状況への配慮(3) 見守り機器等の定期的な点検(4) 見守り機器等を安全かつ有効に活用するための職員研修	該当	
	夜動時間帯を通じ、看護職員、介護福祉士、特定登録者、 新特定登録者又は認定特定行為業務従事者のいずれかを 1 以上配置	配置	
認知症行動・心埋症状緊 急対応加算	医師が、認知症の行動・心理症状(認知症による認知機能の障害に伴う、妄想・幻覚・興奮・暴言等の症状)が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定短期入所生活介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定短期入所生活介護を行っている。	該当	
	指定短期入所生活介護の利用の開始にあたっては、介護支援専門員、受入事業所の職員と連携し、利用者又は家族から同意を得ている。	該当	
	同加算を算定する利用者は、以下のいずれにも該当していない。 A 病院又は診療所に入院中の者であって、退院後直接短期入所生活介護の利用を開始した者 B 介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入院中又は入所中の者であって、退院又は退所後直接短期入所生活介護の利用を開始した者 C 認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、特定施設入居者生活介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護、短期利用認知症対応型共同生活介護、短期利所療養介護、短期利用認知症対応型共同生活介護、短期利用特定施設入居者生活介護及び地域密着型短期利用特定施設入居者生活介護を利用中の者であって、利用後直接短期入所生活介護の利用を開始した者	該当	
	判断を行った医師は診療録等に症状、判断の内容等を記録 している。	該当	
	当該事業所は、判断を行った医師名、日付及び利用開始に 当たっての留意事項等を介護サービス計画書に記録してい	該当	

(自己点検シート) 108 短期入所生活介護費(6/10)

点検項目	点検事項		点検結果	
若年性認知症利用者受入 加算	受け入れた若年性認知症利用者(初老期における認知症によって要介護者となった者)ごとに個別に担当者を定めている。		該当	
	担当者を中心に、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行っている。		該当	
	認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定していない。		該当	
利用者に対して送迎を行  う場合 	同加算を算定する利用者は、利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる者である。		該当	
	指定短期入所生活介護事業所の従業者が、利用者に対し、 その居宅と当該事業所との間の送迎を行っている。		該当	
緊急短期入所受入加算	同加算を算定する利用者は、緊急利用者(介護を行うものが疾病にかかっていることその他やむを得ない理由により居宅で介護を受けることができない、かつ、居宅サービス計画において当該日に利用することが計画されていない者)である。		該当	
	緊急利用者を担当する指定居宅介護支援事業所の介護支援 専門員が、あらかじめ、緊急の必要性及び利用を認めてい		該当	
	緊急利用者に関する利用の理由、期間、緊急受入れ後の対応などの事項を記録している。		該当	
	緊急利用者にかかる変更前後の居宅サービス計画を保存するなどして、適正な緊急利用に努めている。		該当	
	緊急受入れ後に適切な介護を受けられるための方策について、担当する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員と 密接な連携を行い、相談している。		該当	
	7日間を超えて加算を算定する場合、随時適切なアセスメントによる代替手段の確保等について、十分検討してい		該当	
長期利用者減算	居宅に戻ることなく、自費利用を挟み同一事業所を連続30 日を超えて利用している者に対して短期入所生活介護を提		該当	
療養食加算	利用者の症状等に応じて、主治の医師より利用者に対し疾患治療の直接手段として発行された食事箋に基づき、利用者の年齢、病状等に対応した適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食(流動食は除く)、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食を提供している。		該当	
	食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されてい る。	1	該当	
	療養食の献立表が作成されている。		該当	療養食献立表
	<減塩食療法を行う場合>   心臓疾患等の減塩食は、総量6.0g未満の減塩食としてい   <減塩食療法を行う場合>		該当	
	へ減塩良療法を行りであった。 高血圧症に対して行うものではない。  <胃潰瘍食を提供する場合>	ļ	該当	
	「手術前後に与える高カロリー食ではない。 <貸血食を提供する場合>		該当	
	血中ヘモグロビン濃度が10g/dl以下であり、その原因が 鉄分の欠乏に由来する者に対して提供している。		該当	
	<		該当	
	定員超過利用・人員基準欠如が発生していない。		該当	
在宅中重度者受入加算	居宅において訪問看護の提供を受けていた利用者が、指定 短期入所生活介護を利用する場合であって、指定短期入所 生活介護事業者が、当該利用者の利用していた訪問看護事 業所から派遣された看護職員により当該利用者の健康上の 管理等を行わせている。		該当	
	利用者の健康上の管理等に関する医師の指示は、指定短期 入所生活介護事業所の配置医師が行っている。		該当	
	当該利用者に関する必要な情報を主治医、訪問看護事業 所、サービス担当者会議、居宅介護支援事業所等を通じて あらかじめ入手し、適切なサービスを行うことができるよ う努めている。		該当	
	同加算に係る業務について訪問看護事業所と委託契約を締結し、利用者の健康上の管理等の実施に必要な費用を訪問 看護事業所に支払っている。		該当	委託契約書
認知症専門ケア加算(I)	指定短期入所生活介護事業所の利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者(日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者)(当加算において「対象者」という。)の占める割合が2分の1以上であ		該当	
	上記の割合は、算定日が属する月の前3月間の利用者実人 員数又は利用延人員数(要支援者を含む)の平均により算 定している。		該当	

(自己点検シート) 108 短期入所生活介護費(7/10)

認知症介護に係る専門的な研修(認知症介護実践リー研修、認知症看護に係る適切な研修)を修了しているを、対象者の数が20人未満である場合にあっては1以当該対象者の数が20人以上である場合にあっては1に	者			
対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知アを実施している。	当該 [1を ]症ケ		該当	
当該事業所の従業者に対する認知症ケアに関する留意 の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催して る。			該当	
認知症専門ケア加算 (Ⅱ) 生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認れることから介護を必要とする認知症の者(日常生活度のランクⅢ、IV又はMに該当する者)(当加算にお「対象者」という。)の占める割合が2分の1以上で	別めら 計自立 いて ぎあ		該当	
上記の割合は、算定日が属する月の前3月間の利用者 員数又は利用延人員数(要支援者を含む)の平均によ 定している。			該当	
認知症介護に係る専門的な研修(認知症介護実践リー研修、認知症看護に係る適切な研修)を修了しているを、対象者の数が20人未満である場合にあっては1以当該対象者の数が20人以上である場合にあっては1に対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知アを実施している。	者 は上、 当該 [1を		該当	
当該事業所の従業者に対する認知症ケアに関する留意 の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催して る。			該当	
認知症介護の指導に係る専門的な研修(認知症介護指研修、認知症看護に係る適切な研修)を修了している 1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を している。	者を実施		該当	
当該事業所における介護職員、看護職員ごとの認知症 に関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を 又は実施を予定している。	· <b></b> +		該当	
サービス提供体制強化加 次の (1) 又は (2) に該当 算(I) (1) 介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が 1	0.0		該当	
分の80以上 (2)介護職員総数のうち、勤続年数が10以上の介	`護福		該当	
祉士の割合が100分の35以上数	[		該当	
定員、人員基準に適合			該当	
サービス提供体制強化加算 (Ⅱ) 及び (Ⅲ) を算定しない	てい		該当	
サービス提供体制強化加介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が100分の 算(II)	060		該当	
定員、人員基準に適合	[		該当	
サービス提供体制強化加算 (I) 及び (II) を算定しない	.てい [		該当	
サービス提供体制強化加次の(1)、(2)、(3)のいずれかに該当			該当	
算(Ⅲ) (1)介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が10 の50以上	0分 [		該当	
(2)看護・介護職員の総数のうち常勤職員の割合が 0分の75以上	1 0 [		該当	
(3) 直接提供する職員の総数のうち勤続年数7年以 職員の割合が100分の30以上	上の[		該当	
定員、人員基準に適合			該当	
サービス提供体制強化加算 (I) 及び (II) を算定しない	てい		該当	
			<del></del> あり	介護職員処遇改善計画書
(I) (2) 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出			あり	介護職員処適以善計画書 介護職員処遇改善計画書
3 賃金改善の実施	[		あり	
4 処遇改善に関する実績の報告			あり	実績報告書
5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑 6 労働保険料の納付		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	なし	
7 次の (一) 、 (二) 、 (三) のいずれにも適合			適正に納付	
(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作 し、全ての介護職員に周知	= Fit		あり	
(二)資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知			あり	研修計画書
(三)経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又 定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設け ての介護職員に周知	、全 [		あり	
8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善 する費用の見込額を全ての職員に周知	に要 [		あり	

(自己点検シート) 108 短期入所生活介護費(8/10)

点検項目	点検事項	点検結果	
介護職員処遇改善加算	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	ロ あり	介護職員処遇改善計画書
(Ⅱ)	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	ロ あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	ロ あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	ロ あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	ロなし	
	6 労働保険料の納付	□ 適正に納付	
	7 次の(一)、(二)のいずれにも適合		
	(一) 任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成 し、全ての介護職員に周知	ロあり	
	(二)資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	ロ あり	研修計画書
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知	ロ あり	
介護職員処遇改善加算	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	ロあり	介護職員処遇改善計画書
(Ⅲ)	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	ロあり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	ロあり	7127772311111
	4 処遇改善に関する実績の報告	ロあり	宇结和生士
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	·······	実績報告書
		口なし	
	6 労働保険料の納付	□ 適正に納付	
	7 次の(一)、(二)のいずれかに適合 (一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成 し、全ての介護職員に周知	ロ あり	
	(二)資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又 は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	ロあり	研修計画書
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知	ロ あり	
介護職員等特定処遇改善加算(I)	1 次の(一)、(二)、(三)、(四)のいずれにも適合し、賃金改善に要する費用の見込額が当該加算の算定見込額を上回る賃金改善計画の策定、計画に基づく措置の実	□該当	介護職員等特定処遇改善計画書
	(一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込み額が月額8万円以上又は年額44 0万円以上 (二) 指定短期入所生活介護事業所における経験・技能		
	のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が 介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金改善 に要する費用の見込額を上回っている (三)介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃		
	金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員以外の職員 の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上(介護 職員以外の職員の平均賃金額が介護職員(経験・技能のあ る介護職員を除く)の平均賃金額を上回らない場合を除		
	(四) 介護職員以外の職員の見込額が年額440万円を  上回らない		
	2 介護職員等特定処遇改善計画書の作成、周知、届出	口 該当	介護職員等特定処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	口 該当	
	4 処遇改善の実施の報告	口 該当	実績報告書
	5 次の(一)又は(二)のいずれかに適合	口該当	
	(一)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を届出		
	(二) 当該事業所が、指定居宅サービス基準第121条第2項 の特別養護老人ホームである場合は、特別養護老人ホーム		
	が併設事業所である場合は併設本体施設が介護職員等特定 処遇改善加算(1)を届出 6 介護職員処遇改善加算(I)から(Ⅲ)までのいずれ		
	6 介護職員処遇改善加算 (I) から (Ⅲ) までのいすれ  かを算定  7 処遇改善の内容 (賃金改善を除く) 及び処遇改善に要	□該当	
	する費用の見込額を全ての職員に周知  8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)等についてイン	ロ あり	
A - ****	ターネットの利用その他の適切な方法で公表	ロ あり	
介護職員等特定処遇改善加算(II)	1 次の(一)、(二)、(三)、(四)のいずれにも適合し、賃金改善に要する費用の見込額が当該加算の算定見込額を上回る賃金改善計画の策定、計画に基づく措置の実(一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金を表して、ままり、日間による場合の表した。	□該当	介護職員等特定処遇改善計画書
	善に要する費用の見込み額が月額8万円以上又は年額44 0万円以上 (二) 指定短期入所生活介護事業所における経験・技能 のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が		
	のめる介護職員の真金改善に要する資用の見込銀の平均か  介護職員 (経験・技能のある介護職員を除く)の賃金改善  に要する費用の見込額を上回っている  (三)介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃		
	へー/		

(自己点検シート) 108 短期入所生活介護費(9/10)

点検項目	点検事項	点検結果	
	(四) 介護職員以外の職員の見込額が年額440万円を 上回らない		
	2 介護職員等特定処遇改善計画書の作成、周知、届出	該当	介護職員等特定処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	該当	
	4 処遇改善の実施の報告	該当	実績報告書
	5 介護職員処遇改善加算 (I) から (Ⅲ) までのいずれ かを算定	該当	
	6 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要 する費用の見込額を全ての職員に周知	該当	
	7 処遇改善の内容(賃金改善を除く)等についてイン ターネットの利用その他の適切な方法で公表	該当	

(自己点検シート) 108 短期入所生活介護費(10/10)